開議

〇蒲生光男議長 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員はございません。 よって、ただいまの出席議員は定足数に達して おります。

本日の会議は、配付しております議事日程第 3号をもって進めます。

日程第1 市政一般に関する質問

○蒲生光男議長 日程第1、市政一般に関する質問を昨日に引き続き行います。

これから個人質問を行います。 それでは順次、ご指名いたします。

江口忠博議員の質問

○蒲生光男議長 順位 6 番、議席番号 3 番、江口 忠博議員。

(3番 江口忠博議員登壇)

○3番 江口忠博議員 おはようございます。

早速、一般質問の2日目、最初の質問に入らせていただきます。

本日の私の質問は、このたび南中学校で起きました教員による体罰問題についてでありますが、冒頭、けがを負わされた生徒と保護者、ご家族の皆様に対して、改めてお見舞いを申し上げたいと思います。

このたびの事案は、もう既に事件とも言うべ

き問題でありまして、昨年の大津市のいじめ自 殺問題や大阪桜宮高校の部活動における体罰自 殺問題など、教育現場での問題が大きな社会問 題化している最中に引き起こされたことを考え れば、ぜひとも緊急にこの問題を掘り下げて議 論しなければならないという思いに至りました ことを、まずご理解ください。

教育者として長い経験をお持ちの教育長に対して、まるで釈迦に説法のようでもありますが、 私なりの考えも述べさせていただきながら質問をさせていただきます。中には厳しい質問もあろうかとは思いますけれども、教育長には簡潔で明瞭な答弁をお願い申し上げます。

初めに、教員による体罰や暴言が常態化していたのではという声をどう捉えているかということについて伺います。

実は、このたびの質問の要旨を検討していた 時点では、当該教員からの聴取や、生徒たち、 また保護者への聞き取りが十分でなかったため、 体罰が常態化していたとは仄聞にしか過ぎず断 定できない状況にありましたが、教育委員会の 報告やマスコミ報道などによると、以前から体 罰があったことが明らかになってきました。教 育長が前任時代、つまり南中学校の学校長時代 から、当該教員の乱暴な言動に対して子供たち や保護者から批判の声が寄せられていて、体罰 を受けた生徒とその保護者への謝罪が何度かあ ったと聞いております。当時は具体的にどのよ うな対策、対応をとってきたのでしょうか。

そして、またもや体罰や暴言の結果引き起こされるかもしれない事故などにさまざまに想像をめぐらす教育的配慮の欠如が招いた今回の事件ということを考えれば、教員を指導すべき当時の学校長としては、管理者として不適格というそしりは免れないと思いますが、まず、当時の学校長としての責任をどのようにお考えか、教育長にお尋ねをいたします。そして、それら過去の事案を教育委員会に対して報告を上げて

いたのかもお聞かせください。

ある新聞報道によりますと、顧問は体罰を行った理由について、指導に熱中し、士気と技術を向上させて生徒に自信をつけさせたかった、とした。事実を隠したことは、体罰で異動させられた先輩教師のようになることを心配した。会見で同中の前任校長だった加藤芳秀教育長は、明るく熱心だが、かっとなりやすい性格で、何度か繰り返し注意、指導をしていたと話しております、とあります、新聞では。

教員は、体罰で異動させられた先輩教員がいたと言っていますが、そのような事実はあるのでしょうか。そして、学校管理責任者としての引き継ぎに当たって後任の学校長にはどのような引き継ぎがなされたのか、当該教員を指導してきた経緯も含めた再発防止のための引き継ぎなどはなされてこなかったのか、お尋ねをいたします。

次に、体罰の定義論が先行しているが、懲戒 のルール化が必要と思うがどうかについてお尋 ねをいたします。

学校教育法第11条では体罰は禁止されていますが、校長及び教員は、教育上必要と認めるときは体罰を除いた懲戒を加えることができるとされております。今、体罰の定義や生徒の横暴ぶりをどうやってとめるかなどという議論が文部科学省や政府にまで及んでいます。

私は、体罰という外力の形を定義づけるという以前に、懲戒の科し方を明確化したほうがよいと考えます。あなたはこういうルール違反を犯したのだから、決まりに従って懲戒、つまりペナルティーを与えるというルールであります。懲戒とは、こういったルール化されたものでなくてはなりません。一教員の一方的判断によって懲戒を与えることは許されません。学校教育法の教育上必要と認めるときというのは、誰が見ても明らかに懲戒を受けるべきという共通認識と理解が得られる場合と考えます。つまり、

ペナルティーを科すに該当する行為も明確にしなければなりません。

昨年11月20日付で、山形県教育委員会から公 立学校の全職員に向けた文書が出されました。 文書の中身は、殴る、蹴る、長時間にわたって 正座をさせるなど体罰に該当する行為を改めて 確認することと、一息ついて冷静に対応するこ と、また、組織的に対応することというもので ありました。これは、同月の13日に南陽市で起 きました体罰事案、そして19日に起きた米沢市 の児童が体罰を受けたことによるPTSDに対 する賠償問題が発端であると思われますが、そ もそも教員は学校教育法を知らないのでありま しょうか。懲戒を科すことは教育上認められて いるわけですから、教員こそ、そのルールに沿 って生徒を指導すべきであります。児童生徒、 保護者が理解できる、つまり社会の共通理解が 得られるルール化が必要だと思いますが、どの ようにお考えかお聞かせをいただきたいと思い

このたびの事件で被害を受けた生徒は、本当に鼓膜にけがをするほどたたかれなければならない罪を犯したのでありましょうか。万が一たたかれた弾みで倒れ、打ちどころが悪くてなどということを想像するとき、背筋が凍りつきます。まして居合わせた生徒全員にうそをつかせ口裏合わせをさせたということは言語道断であります。教員としての資質は全くないと厳しく糾弾されてもいたし方ありませんが、教員を追い詰めた部活動の行き過ぎた勝利至上主義が背景にあったのではとも考えられます。

県中体連における西置賜のバレーボールの競技力は伝統的に注目を集めています。部活はもはや生徒指導の範疇を超えて、いかに勝つかという結果を求められていたのではないですか、それが学校の伝統だと。しかし、今回の事案がそのプレッシャーによるものとしても、同情すべきものではありません。勝利への結果責任よ

り生徒指導の結果責任が重要視されなければ、 もはや教育現場ではありませんし、勝つために は手段を選ばないという理屈は絶対に成り立ち ません。

子供の言動を諭し、よりよく社会化させるために導くのが教育でありましょう。当該教員は、子供たちをどこに導こうとしていたのでしょうか。体罰がスポーツの競技力向上に効果がないというのは既に常識でありますし、学校経営や生徒指導においても絶対的上下関係の中にある教員と生徒の関係では、体罰は指導というよりも調教です。調教師と動物の関係でありましょう。子供たちは体罰を受けない権利があることを教員は知らないのでしょうか。

このたびの事件を受けて、教育委員会では子供たちと保護者に向けたアンケート調査を実施されましたが、そこで浮かび上がってきた事案について個別に聞き取り調査を行うということを、過日の議会全員協議会における教育長の報告でお聞きしました。県の教育委員会でも同じアンケートを各高校でも始めました。

そこで伺います。なぜ今年度4月から現在ま で受けた、あるいは見たり聞いたりした体罰に ついてなのでしょうか。議会全員協議会では、 さかのぼって申告してもらっても構わないと教 育長はおっしゃいましたが、配布されたアンケ ート用紙のどこにもそのことは書かれてありま せん。正直に申告をしたくとも、昨年度以前の ことは書けないわけです。学校内における教員 による不祥事の期間を限定するということに解 釈されても仕方ありません。さきに申し上げた ように、現在の教育長が学校長として在任して いた期間が抜けていることが余計な疑念を持た れることにつながるとは思わなかったのでしょ うか。現に、当該教諭の体罰は少なくても平成 21年8月の運動会練習時から実態があり、保護 者への謝罪もあったわけです。今回のアンケー トと個別の聞き取りで何を浮かび上がらせよう としているのでしょうか。そして、この集約の 結果、その後、誰がどのように再発防止を含め た対策をとるのですか。県教育委員会に報告を 上げて県の指導を待ってから、最終的な調査報 告と対策方針を長井市教育委員会から報告する のでしょうか。

また、全学校職員のアンケート実施について、 議会全員協議会では、実施しているという答弁 がありましたが、果たしてどれだけ今回の事案 を真摯に受けとめて答えてくれるのか疑問もあ ります。ある教員は、手を焼かせる生徒に困り 果てた場合はたたいてもしようがない、何があ ってもたたいてはいけないというプレッシャー の中では生徒指導はできないと本音を吐露して います。教員のアンケート、聞き取りは、誰が どのように行うのでしょうか。なぜそのような 状況が生まれ、なぜ一息つく冷静さを失ったの かを調査することも必要ですが、体罰によらず とも生徒指導を行っている教員からの考え方も 聴取すべきと思います。あるべき生徒指導のコ ーチングを考える材料とする聞き取り調査をす べきと思いますが、いかがでしょうか。今回の 事案への対応と再発防止策の検討が今後どのよ うになされるのかということをあわせてお答え ください。

過日の全校生徒への説明と謝罪の際にはどのような言葉を使われたのかは存じ上げませんが、教育者として、生徒たちは体罰や暴力を受けないという権利を持っているにもかかわらず、学校はそれを伝えてこなかったということの反省を子供たちには伝えなければなりません。子供たちに権利を主張されてばかりでは学校経営、教室経営ができなくなるという不安の声が教員の間で上がることも想像しますが、その不安は誤りです。自己の権利は他者の権利を奪うことで成り立つものではないからです。万が一授業を妨害したりする生徒がいれば、それは他の生徒が授業を受ける権利を奪うものであり、妨害

する生徒の権利は正当化されるものではありません。子供たちは、権利を行使するには責任が伴うことを学ぶでしょうし、それを伝えることが人権教育の基本であるべきだと考えるわけです。教員は、教えることを権利として行使してはなりません。子供たちを教え、諭し、導く責務を果たさなければなりません。

次に、体罰を容認する行為に対してどのよう な見解をお持ちかお尋ねをいたします。

学校教育法上で禁止されているにもかかわら ず体罰容認の声が聞かれるのは、不思議でなり ません。昔は体罰など当たり前だった、俺も殴 れたものだなどと懐かしい思い出話を現在の教 育現場に持ち込む方がおられます。今よりもず っと地域社会のコンセンサスが得やすかった時 代には、おまえが悪いからだという共通の理解 や認識も得やすかったわけです。つまり、子供 が刃向かおうにも、出過ぎた子供の言い分を社 会が許さないという雰囲気があったわけです。 ですから時にはよい思い出となって出てくるも のだと思うわけです。男親にはその傾向が大い に見られるようでありますが、社会的に許しが たい罪を犯した結果の罰としても、我が子の痛 みを自分の痛みとして、そして我が子の過ちは 親自身の過ちとして大いに反省をしたものであ ります。

家庭教育の不十分さを指摘される昨今でありますが、子供を殴ってしつけるなどということが日常では家庭での居場所を子供たちから奪うことにもなりますし、さきに述べた調教でしかありません。児童虐待防止法でも禁止をされております。体罰は、言いかえれば暴力ですし、暴力を受けた経験のある子供は、いつの日かそれを手段として行使するという事実があります。自分は悪いことをしたのだから、仲間やチームに迷惑をかけたのだから体罰を受けてもしようがないなどと体罰を肯定する風潮は絶対にやめなければなりません。根本的には暴力を否定す

る価値観をつくり上げることが大切なのではないでしょうか。人間の成長過程において、暴力に耐えて強くなることが求められるのなら、いずれ暴力の再生産が行われるということになります。

これも前述しましたが、子供たちには暴力や体罰を受けない権利があるということをしっかり伝えることが大切と思います。体罰を容認する風潮があることについて、教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、第三者による調査が必要と思うがとい う点について伺います。

まず、学校内で起こった不祥事を学校関係者 で調査し解決方法を探るということが果たして 可能なのか疑問がございます。子供の教育は学 校だけでは完結しないのですし、社会的見地か ら学校の果たすべき役割を考えるべきでありま す。体罰を見過ごしてきた教育現場が抱えてい る問題を深く考えるにも、また、管理責任をど のように果たすべきかという問いかけにも、こ こは学校と教育委員会だけで問題解決を図るべ きではないと考えます。まして教育長ご自身が 昨年まで学校長を務めておられた学校で起きた 事案ですし、教育長が校長時代の教員の体罰問 題を改めて調査することは不自然であると思い ます。社会的問題を引き起こした場合、その組 織が社会的な責任を果たそうとすれば、身内に よる調査は行わないというのが常識でありまし ょう。また、教員同士のコミュニケーションが うまく図れなくなってきていると言われる教育 の現場の問題でもあります。教員の忌憚のない 思いを聴取するには、第三者も入った調査会的 組織が必要と考えます。

去る2月22日に開かれました議会全員協議会の席上、髙橋文教常任委員長が述べられた、教育委員の方々の意見はどうか、そして教育長は当該校出身なので調査から外れたほうがよいのではという意見に対して、その後、教育委員会

ではどのような検討がなされたか、対応策を、 検討された経緯も含めてお答えをいただきたい と思います。

最後に、開かれた学校とはどのような学校を 考えているかということについてお尋ねをいた します。

現在、学校評議員の仕組みを取り入れて学校側からの情報提供を地域の方々に行い、そして理解してもらい、学校現場への協力を仰ぐという、いわゆる開かれた学校経営を標榜されていることは承知をしております。このたびの事案に思いをいたすときに、以前から体罰容認の声が保護者にあることを学校側は承知していたにもかかわらず、その問題に触れてこなかったのではないかという疑問が生まれてしまいます。地域の方々と教育を広く深く語ってきたのでありましょうか。

私は議員となって最初の質問で、前教育長に 学校運営協議会の発足を促しました。地域で学校を経営するというと教育現場が混乱するのではないかという不安は、これは誤りで、地域の子供たちの教育により関心を持ってもらうためにも、また、学校という閉鎖的で過酷な教育現場を地域と分かち合っていくことで地域のコミュニティの再生がなされるという提言をしてまいりました。学校評議員制度とは違う学校運営協議会への移行への進言であります。

今、子供たちが属する場所、つまり属性というのは、家庭と学校と、そして私たち大人の手の届かないネット社会といってもよいでしょう。その中で、家庭は学校に多くを依存し過ぎています。教科の成績も上げてほしい、部活の成果も出してほしい、生活態度、しつけもきちんと指導してほしい、服装の乱れも指導してほしいと、要望は多岐にわたっています。そして実際の教育現場は、県や市の教育委員会から指示されたさまざまな書類の作成や、時々変わる指導要領への対応、指導教案の作成と、それに対す

る評価指導への対応、未経験のスポーツ部の顧問にさせられた教員の苦悩、思いどおりにならない生徒指導、さまざまな学校や学級行事への準備とその実施、報告、その上、給食指導や掃除の指導もとあっては、教員同士が教育を語る時間など落ちついてつくることができないというのが実情であると推測いたします。

子供たちを手放してはいけないという強い責任感もあり、ますます教員は多忙をきわめ、追い詰められていくといっても過言ではないでしょう。子供の属性がもっと地域にあれば、学校自体ももう少しゆとりを持って子供たちと接することが可能でしょうし、開かれた学校とは、学校が抱えているさまざまな問題を地域と共有し、その解決策を地域とともに考え、実践していくことだと思うのであります。学校サポーターを地域に求め、教育現場の一端を担ってもうことだけが開かれた学校の姿ではないと考えます。どうしても閉鎖的な環境を生み、密室化してしまう学校教育現場をどのように開いて地域社会と共生していくべきか、教育長のご所見を伺います。

昨年3月の定例会において小関勝助議員が、 中学校の体育の授業に武道が導入されるに当たっての質疑をされました。その際、加藤弘二教育委員長は、長井の心の定義を引用しながら、 長井市教育委員会はその定義に基づき、平和を愛し共生の心を育てる教育を進めていると話され、また当時の大滝教育長は、礼節や形を重んじ、自尊感情や自己肯定感を育む教育を大事にしていますと述べておられました。体罰では、与えた教員も与えられた子供にも自尊感情や自己肯定感を育むことはできません。

長井の心の定義には、長井を愛し誇りに思う 心、感謝と思いやりに満ちた心、真摯な精神で 創造する心、倫理を大事にする心とあります。 悲しくもうそをつくことを求められ、自己肯定 感を阻害されたことに気づき、教員への失望や 自己否定につながる心理状態に陥ることがないように、子供たちの精神的ケアを今後どのように行うかということを第一に考えながら、私たち長井市民はこのたびの事案を大きな教訓として、この長井の心を今後どのようにして子供たちの成長過程で伝えていくべきかを真剣に考えなければなりません。

そして、長井の教育再生のために、潔く直ち に行動しなければならないのだということを最 後に申し上げて、壇上からの質問を終わります。 ご清聴ありがとうございました。(拍手)

- **〇蒲生光男議長** 加藤芳秀教育長。
- ○加藤芳秀教育長 江口忠博議員からは、体罰問題についてご質問をいただきました。教育長として、この場をおかりいたしまして、改めてこのたびの体罰問題についておわび申し上げたいというふうに思います。

このたびの事案では、子供たちに大変つらい 思いをさせてしまったこと、また、保護者並び に市民の皆様の学校教育への信頼を損なうこと になったことに対し、心よりおわび申し上げま す。大変申しわけありませんでした。

初めに、教員による体罰や暴言が常態化していたという声をどう捉えているのかというご質問に対してお答えいたします。

体罰が常態化していたのではということについては、部活動以外の場面でも体罰の事案が確認されておりますし、また部活動でも複数の事案が確認されており、体罰が常態化したものになっていたと認識しております。

機会あるごとに体罰については禁止された行為であることを指導してきたにもかかわらず、このような状況になっていたことは非常に残念であると感じるとともに、当時の直属の上司として事実把握ができなかったこと、そして指導し切れなかった管理監督責任を感じております。

以前の体罰事案の報告については、これまで に2件の事案がありました。その際には、保護 者への謝罪の後に、当該教員には今後絶対に体 罰をしないよう指導してまいりました。その後、 口頭で教育委員会に報告したのみで当時は処理 してしまいましたが、今振り返れば、その時点 で他の事案がないかについても調査していれば よかったと反省しております。

また、暴言についても子供の心に傷をつける 行為であり、叱る言葉はあるわけですが、怒り に任せて暴言とならないようにしなければなり ません。これまでも指導してまいりましたが、 体罰の再発防止とともに、言葉の暴力も教育の 現場からなくしていくよう今後も指導してまい りたいと考えます。

質問にございました、体罰で異動させられた 先輩教員ということについては、南中時代にそ のような事実はございませんでした。

人事異動に伴う学校長間の引き継ぎについては、引き継ぎ書を起こして引き継ぎをしております。内容については、学校経営の状況、公簿類、施設管理、生徒の状況等でありますが、個々の職員の勤務状況については詳細にわたり引き継ぎをしております。当該教員については、特にかっとしやすい性格であることを含めて、よく見て今後とも指導してほしい旨、引き継いでおりました。

次に、体罰の定義論が先行しているが、懲戒 のルール化が必要と思うがいかがかというご質 問にお答えいたします。

議員ご指摘のように、懲戒を現場において具体的にルール化しておくことは、私もその意見と同感でございます。今後そういう取り組みが必要になってくるというふうに考えております。

学校教育法では、懲戒は許されるが体罰は禁止されております。文部科学省で許される懲戒の例を幾つか示しておりますが、十分とは言えません。示される例としては、叱責することのほかに肉体的苦痛を与えないという条件下の中で、宿題を多目に出すとか罰清掃、罰当番等が

ございます。学校で定めている懲戒ルールとしては、交通マナーを守るという視点から、自転車通学の停止措置等の懲戒ルールがございます。 しかし、その他のことについては定められていないのが実情でございます。

しかし、一つ一つの行為にルールとして細かに懲戒規定を課することも学校生活を息苦しくしてしまうように思いますが、ある程度のルールは必要かもしれません。生徒指導で子供と向き合う際に、体罰をせずにどのようにして指導していくのか、学級の中で子供自身が納得して受け入れられるルールをつくっていくことも含めて、教員同士が研修していく必要があると考えます。

子供たちや保護者へのアンケート調査はどの ように生かされるのか、また、教員の調査は行 わないのかというご質問にお答えいたします。

今回の調査は、子供、保護者、教員等の指導者と、三者に対しての調査でございます。体罰の事案が記載されていたら、そのことについてそれぞれ聞き取りを行い、事実を確認いたします。それらの調査結果は市教委に報告され、さらに市教委はその結果を取りまとめ、県の教育委員会に報告することになります。体罰が確認された場合、市教委では、その結果を受けて学校、当該教員に指導することになります。

アンケートと個別の聞き取りで何を浮かび上がらせようとしているのか、どのような対策につなげようとしているのかについては、一つには、体罰の事実を確実に把握するためでございます。そのための全校調査となっております。二つには、事実の聞き取りの中で体罰の原因のようなものがつかめれば、再発防止に向けた取り組みに生かせると考えております。

県としての調査報告と、それを受けた再発防 止、方針や対策が今後出されることになると思 いますが、市教委としては、そのことを受けな がら長井市教委としての対策を立てていく必要 があると捉えています。再発防止策を検討する際には、議員から提言ありました、体罰によらず生徒指導を行っている教員の実践から防止策を学んでいくことも必要かと考えます。

24年度に限った調査としたのは、山形県全ての市町村でございます。山形県においては、早期に事実把握ができるように24年度に限ったということでございます。今回の調査で以前の事案が明らかとなった場合は、それについても報告することになっております。

ただし、長井南中学校では、2月22日の保護者会の折に校長から、以前のことでも構わないので気づいたことがあればお書きくださいとお願いをしてございます。私自身の在任期間とのかかわりについては、そのときには特に意識しておりませんでした。

体罰を容認する声に対しての見解にかかわる ご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、体罰は暴力であり、暴力は教育の場でも一般社会の場でも許されるものではありません。議員ご指摘のとおり、理由を問わず一掃しなければならないと認識しております。生徒指導の一環として、愛のむちとしてこれまで体罰が容認されてきた部分があったのも事実でありますが、それについても許されないこととして正していくべきと考えます。学校の中で子供の人権がきちんと保障されることが大事です。愛のむちとしての体罰に頼らない指導を今後教員は身につけていかなければならないと思います。

また、部活動の場面では、体罰を厳しい指導の一環として容認していることがあると認識しております。その背景には勝利至上主義が存在すると思います。たたかれているときはわからなくとも、後になってみると先生の気持ちがわかるという声や、体罰イコール厳しい指導と考え、それによってチームが強くなるという間違った認識が体罰を容認してしまい、そのことに

よって体罰の情報が外部に出てきにくくなっている。そういった体罰をする体質を払拭し、子供に目標を持たせ、内面から意欲を高めていく指導に、部活動指導、そしてスポーツ界も変わっていく必要があると考えます。

第三者による調査が必要と思うがいかがかの ご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、その必要性は認めますが、今回は議員様たちのご指摘もあり、教育委員長が陣頭指揮をとられ各教育委員が聞き取り調査に携わるなど、教育委員会が学校に積極的にかかわり、また教育事務所の副所長や指導主事にも調査に加わっていただき、事実の把握に努めているところでありますので、ご理解を願います。

私自身が前任校とのかかわりで身内に甘くなるというご批判をいただくこともあろうかとは思いますが、私は現在の教育長という立場で仕事をしております。体罰に関して言えば、守るべきは子供であるという原則を貫き、私情を捨てて取り組んでおりますので、重ねてご理解をお願いいたします。

教育委員会自身も、地教行法の改正を受けて 構成メンバーに保護者を選任するなどの改善を 既にして取り組んでおりますので、ご理解をお 願いしたいというふうに思います。

体罰の問題に限らず、いじめに関する第三者 委員会を設けている自治体が出てきております。 現在、当市にはそのような組織がありませんが、 今後いじめ防止対策法等の法整備がなされ、そ れにかかわる調査委員会の設置に関してのガイ ドライン等が示されてくるのではないかと予想 されます。いじめ対策も含めて今後設置につい て検討する必要が出てくると考えております。

開かれた学校とはどのような学校と考えているのかの質問にお答えいたします。

学校は、閉ざされている状態から、開かれた 学校とならねばならないと考えております。地 域の学校、地域に支えられている学校として、 学校から積極的に情報提供するとともに、地域 住民の視点も大切にしながら学校運営をすべき と捉えています。議員ご指摘のとおり、課題を 地域住民と共有し、その支援をいただきながら 解決に向かえるようにしていければ、真の開か れた学校に近づいていけるかと思います。

学校運営協議会、コミュニティスクールについては、現在、類似組織を持つ学校を含めると、全ての学校が学校評議員制度を持って進めております。その活動はスタートしたばかりでありますが、今後その実践が成熟していった先にそのような取り組みにしていく可能性があると捉えております。今後導入するに当たっては、試行校を定めて取り組む等の方法もあるのでないかというふうに捉えております。

- **〇蒲生光男議長** 3番、江口忠博議員。
- **○3番 江口忠博議員** 答弁ありがとうございました。

なかなか教育長ご自身、難しいお立場の中で、 そして反省も踏まえた中でのご答弁でありまし たので、ご心労も含めて大変な思いをされてお られるだろうなということを想像するわけです けども、私が質問申し上げた中で、幾つかちょ っともう一回振り返って再質問させていただき ます。

体罰が常態化していたということについては 教育長も認識をしておられるわけですけども、 これは当該教員ということだけではなくて、ほ かの教員にも体罰の事例があったということで 捉えさせていただいて構いませんか、お答えく ださい。

- **〇蒲生光男議長** 加藤芳秀教育長。
- **〇加藤芳秀教育長** お答えいたします。

その常態化ということについて認識するに至ったのは、今回の事案が発覚した後の聞き取り調査の中で明らかになってきたと、そういう認識に至ったということであります。

- **〇蒲生光男議長** 3番、江口忠博議員。
- **○3番 江口忠博議員** ですから、その当該教員 でなくて、ほかの教員にも例があったということでしょうか。
- **〇蒲生光男議長** 加藤芳秀教育長。
- **〇加藤芳秀教育長** そのような事実は、今把握してございません。
- **〇蒲生光男議長** 3番、江口忠博議員。
- ○3番 江口忠博議員 今アンケートを実施されて、これから聞き取りということになるわけですが、まず学校でまとめるということと認識をしておりますが、この段階で上がってきている事案などはございますかどうか、お答えください
- **〇蒲生光男議長** 加藤芳秀教育長。
- **〇加藤芳秀教育長** 事実確認中でございますので、 ここではちょっと申し上げられないというふう にさせていただきます。
- **〇蒲生光男議長** 3番、江口忠博議員。
- ○3番 江口忠博議員 結構時間がこれからかかるんだろうなと、事実確認というのはどこまで行われるかということも考えますと非常に、中途半端な事実確認であってはいけませんので、その辺は、教員と子供、両方多分聞き取りが始まるんだと思いますが、どのぐらいをめどにこの報告が上がってくると考えてよろしいか、お答えください。
- **〇蒲生光男議長** 加藤芳秀教育長。
- ○加藤芳秀教育長 教育委員会での締め切りが3 月の22日というふうに、学校から上がってくる ところであります。その後、さらに細かな調査 が必要になってくると思いますので、県の締め 切りが4月の22日になっておりますので、今後 1カ月ちょっとかかるのでないかなというふう に考えております。
- **〇蒲生光男議長** 3番、江口忠博議員。
- **○3番 江口忠博議員** 実際の中学校の現場で、 現場というか、保護者の方々が一様に不安に思

ったり心配していたりすることの一つに、この 当該教員の処分といいましょうか、処し方だと 思うんですが、県の教育委員会の処分はいつご ろになるのか、また、それによってでありまし ようけども、現在自宅のほうで静養というか、 謹慎というか、してらっしゃるというふうには お聞きしておりますが、中学校に戻るということ とになればかなりご本人も厳しい状況に置かれ るだろうなということは想像するわけですけど も、めどということは、この県教委の判断待ち ということもありましょうが、どのあたりまで 時間がかかるものなのか、4月の22日の県の教 育委員会への報告以降になるのか、その辺、大 まかなところでも結構ですが、もし情報として 出せることがあればぜひお聞かせください。

- **〇蒲生光男議長** 加藤芳秀教育長。
- **〇加藤芳秀教育長** 処分については県の教育委員会が進めるということでありますので、その辺のめど等についても、今の段階では私のほうでは把握してございません。
- **〇蒲生光男議長** 3番、江口忠博議員。
- ○3番 江口忠博議員 ちょっと視点を変えても う一回ご質問しますが、先ほど学校長の引き継 ぎの中でこの教員の勤務状況等も引き継いでいると、注意を促すべき教員も含めて引き継いでいるということをお答えいただきましたけれど も、ということは、今の学校長はこの教員に対してどのような注意をしてきたか、あるいは関心を持って教員指導をしてきたかということの実態は、現段階で教育長はつかんでいらっしゃいますか。
- **〇蒲生光男議長** 加藤芳秀教育長。
- **〇加藤芳秀教育長** すみません、ちょっと先ほど の質問で県の報告の期日、4月の15日というこ とでありました。訂正させていただきます。

今の質問でありますが、現校長についても、 私の引き継ぎを受けて機会あるごとに当該教員 には体罰についての注意喚起を指導してきたと いうことを聞いております。

- **〇蒲生光男議長** 3番、江口忠博議員。
- ○3番 江口忠博議員 にもかかわらずこういう 事案が発生したということは、どういうことなんだろうなと思いますね。やっぱり私が申し上げたように、部活動の勝利至上主義であるとか、あるいは学校の現場が非常に忙しくて教員同士がいろんなことを語り合える時間もなく、教員同士が語り合ってる時間があれば、まだ先輩後輩の関係も中にはありましょうから、その指導方法についていろいろ指摘、注意なども事前に行うこともできるかと思うんですが、それすらもできないような学校現場があるというふうにも解釈できるわけですが、この忙しい学校現場ということに対して教育長はどのようにお考えになっているか、その改善策も含めて、もしお考えがあればお聞かせください。
- **〇蒲生光男議長** 加藤芳秀教育長。
- **〇加藤芳秀教育長** 忙し過ぎる学校教員の実情というのが背景にないのかということでございました。

現在、県の調査を受けて、長井市では勤務実 態調査というのを実施しております。6月の一 番忙しい時期に長井市では調査しております。 その状態を見ると、中学校で平均の月の超過勤 務の時間が90時間を超えてございます。本当に 教育現場はそういう意味で忙しいものだなとい うことを把握しております。

しかし、その中で、ゆとりをつくって子供と 向き合う時間をつくろうという取り組みをここ 数年来やっておるわけでありますが、学校で進 めているさまざまな活動の中でなかなか省ける ものがないというのが実情であります。先ほど 議員のご質問の中にもございましたように、そ れは学力はもちろんでありますけども、そのほ かにも生徒指導のこと、あるいはしつけの部分、 あるいは部活動の成績等への期待、そういった 保護者の期待に応えたいという、そういう教員 の願いがなかなかスリムにできない部分があるなという、そういうところが今、教員の実情にあるなというふうに考えております。何とかここを改善していかなければならないということは、本当に大きな課題というふうに考えております。

- **〇蒲生光男議長** 3番、江口忠博議員。
- ○3番 江口忠博議員 そのような、学校現場が 非常に追い込まれている、教員たちが追い込ま れているという現状がある中で、先ほど来申し 上げているように第三者による調査というのは、 私が申し上げてる本意というのは、学校という ものに対して、学校関係者だけが学校のことを 考えていたんでは、多分この学校の忙しい状況 というのはずっと続くんだろうと思うんですね。 教育現場の以外のところから学校経営というこ とをきちっとサジェスチョンできるような方も 入れながらの第三者による今回の事案の調査と いいましょうか、そういったことが必要だとい うふうな思いで私は申し上げていたんです、第 三者委員会らしきものは。そのことに対してど うお考えですか。やっぱり学校は、学校の関係 者、教育関係者で変えていこうという強いご決 意なのはわかりますが、ほかの方が入って学校 を変えていくという考え方についてはどういう ふうにお考えですか。
- **〇蒲生光男議長** 加藤芳秀教育長。
- **〇加藤芳秀教育長** ご質問にお答えいたします。

第三者での調査ということと、またちょっと 切り離して私は考えたいなと思うんであります けども、議員が提言なさっておられます学校運 営協議会というものがそういう部分でも大きな 力が働くのではないかという期待も含めて、そ ういった取り組みを長井市の教育の中にも取り 入れていけるのかどうかについて検討を進めて いきたいものだなというふうに考えております。

- **〇蒲生光男議長** 3番、江口忠博議員。
- ○3番 江口忠博議員 ありがとうございます。

できるだけ今調査されていることについては 早急に報告を上げていただいて、事実確認をし て、そして今までの学校の実態ということもこ れで明らかにしてもらいたいわけですが、その 上で、その後、今、教育長がおっしゃったよう な学校運営協議会、コミュニティスクールとい うふうな方策も考えながら、本当に学校と地域 が一緒になって子供たちの将来を考えていける ような地域にしていかなければいけないなとい うふうに改めて思わされたわけでありますが、 ここで議長にお願いがございます。

私、このたびの質疑の通告の中では答弁者の 指名をしておりませんが、議長のお許しがいた だければ、長井市長に対し、ぜひこのたびの事 案についてのご見解も含めたお言葉を頂戴した いと思うのであります。議長のご指名をいただ ければ市長のほうにお願いしたいと思うんです が、いかがでしょうか。

〇蒲生光男議長 許可します。

内谷重治市長。

○内谷重治市長 江口議員のご指名でございます ので、このたびの、事件という表現なさってま すけども、ことについて私の考えを、時間があ りませんので率直に申し上げたいというふうに 思います。

まず、このたびの事件につきましては、私、 市長としても深くおわびをしなきゃいけないと いうふうに思ってるところでございます。やは り教育委員会につきましては、教育全般につい て行政委員会というスタイルでその運営をお任 せしておりますので私は予算のほうについての みの権限ではございますけれども、加藤教育委 員長を中心に、教育委員の皆さんが献身的に長 井市の教育全般についてご尽力をいただいてい ると思っています。

また、加藤教育長を中心として、執行機関と して懸命にこれも努力されてるということは、 私は非常にありがたいというふうに思っている んですが、このたび、率直に言って体罰という 名の暴力というのは、私も以前から4人の子供 の教育のかかわりでPTAの役員などをして、 非常に問題があるなというふうに思っておりま した。また、体罰だけではなくて、特に中学生 などは多感な時代でありますので、教師による 言葉の暴力、精神的な苦痛というのは実はかな りあると。ですからそういった意味でいえば、 子供たちは、なぜ先生が、あるいは直接的に体 罰を受けたり言葉で暴力を浴びせられるのかわ からないというのがかなりあるというのは私の 子供の事例を見て思っておりました。ですから、 まず懲戒ということのルール化というのを、や はりこの事件をきっかけとして、ぜひ長井市教 育委員会ではどうするかということを議論を深 めていただきたいなというふうに思っていると ころでございます。

あと2点目としては、やっぱり部活動の中で、特に体育、スポーツの部活については行き過ぎた勝利至上主義になってないかと。自分の経験からいって、今の部活動はもう全く私たちの中学時代の部活動と違うものだなと。それだけ保護者の皆さんのいろんな思いがあるんだということは理解しておりますが、そういった意味でちょっと行き過ぎてはいないだろうかと。部活動というのは教育の一環であるはずなのに果たして言い切れるだろうかというところが、率直なところ思っているところです。

体罰を容認する風潮というのは、確かに我々 保護者自身がまだまだ理解が足りないんだろう と。ですから私ども保護者としても、学校に余 りにも頼り過ぎてる。学力だけではなくて、し つけから、例えばそういう学校教育のあり方も 含めて、そういったところをもう少し私ども保 護者も実は学校と一体となって考える、そんな 努力を怠っていたんじゃないかなというふうに 思っております。

そういった意味では、江口議員がおっしゃっ

た開かれた学校の中で学校評議員制度というのはあるんですけども、地域で学校を経営するという考え方は非常に重要だと思ってます。ただし、今、教育現場が非常に、文部科学省、国のほうも指導要領がいろいろ変わったり、また再度ゆとり教育から今は週5日制自体も見直そうというような方向に来ておりますので、学校教育あるいは学校経営を執行されている先生方、あるいは教育委員会の現場の声を聞いて、どういう形がいいのかということをぜひ議論を深めていくべきだというふうに思ってます。

あと最後に、長井の心ということで、確かに 前大滝教育長あるいは加藤弘二教育委員長もお っしゃっていただいてます。そのとおりなんで すが、どうも長井の心というのが形骸化してな いだろうかというふうに実は思っております。 しかし、そこは私も教育委員会のほうにはその 運営については全幅の信頼をしておりますし、 また一生懸命なさっていただいてるということ はわかっておりますので、私自身もやはり教育 委員の皆様と懇談を余りしておりませんので、 定期的な懇談、あるいは校長先生方とも、ある いは現場の先生方とも意見交換などをしながら 私自身も勉強したいと思いますし、現場の声を 聞きながらよりよい形を、そしてこのような今 回の事件が二度と起こらないように、そういっ たことで私も頑張らなきゃいけないと、努力し なきゃいけないと思ってるところでございます。 以上です。

- **〇蒲生光男議長** 3番、江口忠博議員。
- **○3番 江口忠博議員** 突然のご指名で大変恐縮 でございました。ありがとうございました。

今、市長もおっしゃっていただきましたけども、教育委員会への全幅の信頼を市長は持って期待しているわけでありますね、教育行政に対して。2月の26日に、安倍総理大臣が首相官邸で第3回の教育再生実行会議を開かれました。その中で総理はメンバーの方々に、教育委員会

のあり方そのものも見直してほしいという、そ ういった提言をしてほしいということを求めら れたそうであります。

学校現場の今回の出来事というのは、当該教員という言葉がどうしても注目を集めがちなんですが、教育行政全般に対して、大きな疑問と申しましょうか、今、疑問と同時に期待も寄せられているわけですよね。そういったことを考えますと、今の教育委員会の教育委員の方々、教育委員長、教育長含めて5人の方々でいらっしゃいます。その方々だけにまたいろいろなことが覆いかぶさってきますと、これまた大変な状況になるんだろうなと。ですから、ぜひ教育委員会におかれても、外部からのいろんな考え方、意見も聴取しながら総合的に長井の地域の教育をこれから再生していっていただきたいなと思います。

- **〇蒲生光男議長** 加藤芳秀教育長。
- **〇加藤芳秀教育長** いろいろな教育委員会にかか わる議論が今全国的にあるというのも把握して ございます。そういうことも意識しながら、私 は就任以来、委員の方には学校で起きているさ まざまなことを定期的に報告してまいりました。 いわゆる事案の段階で把握していただいて、実 情を把握した上で学校指導に生かすということ を続けてまいりました。今後もそのようなこと は続けていきたいと思っておりますし、また、 さまざまな方々からのご意見を頂戴するという 機会なども積極的にとりながら、今後、教育行 政に生かしてまいりたいというふうに思います。 教育委員会が、単なる教育委員の皆さんが報告 を受けるだけのものでない、そういった機能で きる教育委員会にぜひしていきたいというふう に考えております。
- **〇蒲生光男議長** 3番、江口忠博議員。
- **○3番 江口忠博議員** ありがとうございます。 きょうは大変厳しい質問もさせていただきま

したが、本当にこれからの長井の子供たち、長井ということだけではないのでありましょう、 日本の子供たちに対して私たちがどんな姿勢で 向き合って、そして私たち自身も襟を正しなが らこの地域を経営していかなきゃいけないとい うことを改めて肝に銘じさせていただきながら、 質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。終わります。

大道寺 信議員の質問

○蒲生光男議長 次に、順位7番、議席番号8番、 大道寺 信議員。

(8番 大道寺 信議員登壇)

○8番 大道寺 信議員 本定例会に当たり、通告してあります2点について質問いたします。 まず第1点目は、雇用政策についてであります。

昨年12月に発足した第2次安倍内閣は、デフレからの脱却を目指した経済政策を最優先課題として打ち出し、その結果、円安株高にあらわれるなど順調に滑り出したと言えます。しかし、欧州における経済危機再燃の懸念も残っており、先行きは不透明な状況にもあると言えます。さらに、国内においては円安等の影響からガソリンや灯油の高騰が続き、4月からは電気料金や小麦、食用油などの値上げも予定されており、家計にとっては厳しい状況にあります。

こうした中で、国民が実感できる経済成長には賃上げが不可欠と言われており、政府は経済界に対し賃上げの要請をしましたが、一部の企業ではこれに呼応し賃上げの意向を示したものの、全体に広がるかは不透明であり、国民全体が経済回復を実感できるには時間がかかるものと思います。

一方、長井市の経済は、基幹産業の製造業は

グローバル経済化における競争激化等により出荷額や従業員数の減少が続くなど、厳しい状況が続いております。また、3月には東芝ライテック、飯豊町のLDFの工場が閉鎖されることなどから、さらに厳しさが増す状況にあると言えます。こうした状況を打破するために、施政方針でも述べられているとおり、地域経済の再生と雇用創出を最優先課題として捉え、強い危機感と覚悟を持って市政に臨む必要があると思います。そういう視点で、以下質問するものであります。

まず、1点目の東芝ライテック閉鎖に伴う動 向はどうかについてであります。

この質問については、昨日の今泉春江議員からも質問しておりまして重複いたしますけれども、ご理解いただいてご答弁をいただきたいと思います。

12月の総括質疑でも質問いたしましたが、市長から東芝ライテック本社に対して要望した一つ目、新たな法人をつくり下請として仕事を出してもらう、二つ目に、周辺の製造業に再雇用してもらい仕事を出してもらう、三つ目として、ライテックだけでなく東芝グループ全体から受注できる道を探るの3項目については思ったような回答が出てまいりませんので、どこかの段階でもう一回きちっと手続を踏まなければならないと思ってるとの答弁がありました。その後、ライテック本社との話はあったのか、その中で正式な回答はあったのか、結論としてどうなったのかについて市長にお聞きをいたします。

また、3月の閉鎖に伴い、社員の動向は最終的にどのようになったのか。具体的には、退職する人、鹿沼市等に転勤する人の割合はどうなったか。長井市在住者もいるLDFについても、わかればあわせて商工振興課長にお聞きをいたします。

さらには今後の対応について、特に退職者の 再就職に対する手だてについては再就職支援会